

学校伝染病等に係る登校・登園に関する意見書

氏名 (男・女)

生年月日 平成 年 月 日

下記の疾患に罹患したため、学校保健法施行規則第20条にもとづき療養を指示していましたが、伝染のおそれがきわめて少なくなったので、月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第1種伝染病 () [治癒]

第2種伝染病

インフルエンザ(A型・B型) [解熱後2日経過]

麻疹 [解熱後3日経過]

水痘 [すべての発疹の痂皮化]

風疹 [発疹消失]

流行性耳下腺炎 [耳下腺の腫脹消失]

咽頭結膜熱 [主要症状消退後2日経過]

百日咳 [特有の咳消失]

結核 [伝染のおそれなし]

第3種伝染病 [伝染のおそれなし]

腸管出血性大腸菌感染症 (*1)

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

コレラ

細菌性赤痢

腸チフス

パラチフス

(*1) 便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするが一般的である。

第3種その他の伝染病 [~ は代表例]

A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (溶連菌感染症)

マイコプラズマ感染症・異型肺炎

感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによる)

急性細気管支炎(主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)

()

いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「伝染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便

この24時間以内に複数回の嘔吐

原因不明の発疹

よだれを伴う口内痛・口内炎

発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

がんこな咳嗽

唾液腺の腫大

()

その他の意見：

平成 年 月 日

医療機関名：

診察医師 (診察した医師に限る)：